

社会福祉法人宮城福祉会 定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「一人ひとりの毎日を明るく楽しく幸せにする」ことを理念に、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して提供され、利用者の尊厳を保持し、心身ともに健やかな日常生活を営むことができるよう支援するとともに、地域社会の改善と進展に貢献することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームケアハウスの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ニ) 保育所の経営
- (ホ) 生活困窮者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 老人短期入所事業の経営
- (チ) 相談支援事業の経営
- (リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人宮城福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮城県名取市手倉田字山208番地の1に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の資格等)

第8条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任する。

- 2 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、別途費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第3章 評 議 員 会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。
- 3 評議員会会長は、評議員会において選任する。

- 4 評議員会議長は、評議員会会長がこれに当たる。
- 5 評議員会会長が出席しないときは、その評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算の承認
- (10) 長期借入金並びに重要な財産の譲受け
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会を3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

3 評議員会の決議について、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 6名以上10名以内
 - （2）監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長とする。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 理事長以外の理事のうち、副理事長及び業務執行理事を置くことができる。
- 5 理事には、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊関係にある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 監事には、各役員の前配偶者又は三親等以内の親族及び各役員と特殊関係がある者も含まれてはならない。
- 7 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬規程に従って支給することができる。

2 理事及び監事には、別途費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員及び会計監査人の責任の免除)

第24条 理事、監事又会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(事務局及び職員)

第25条 この法人に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 経営会議

(目的)

第31条 この法人の経営方針の決定及び的確な運営判断を行うため、経営会議を設置する。

2 経営会議の任務、構成員及び運営に際し、必要な事項は理事会の決議により別に定めるものとする。

第7章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第32条 この法人に顧問及び参与を置く。

2 顧問は、法人の運営・経営に対して長年にわたり大きな貢献を果たした者とし、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 参与は学識経験を有する者の中から理事会の同意を得て理事長が委嘱し、業務の諮問に応じることができる。

5 任期については、役員の任期に準ずる。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

[名取地区]

1) 土地

①宮城県名取市手倉田字山216番68所在の地目畑524㎡

②宮城県名取市愛島笠島字南台10番2所在の地目山林1,487㎡

③宮城県名取市手倉田字諏訪652番1所在の地目宅地435,18㎡

④宮城県名取市手倉田字山211番1所在の地目宅地1,127.11㎡

⑤宮城県名取市手倉田字山208番1所在の地目宅地11,013.77㎡

2) 建物

①宮城県名取市手倉田字山208番地1所在、208番1の2家屋番号の鉄筋コンクリート造ルーフイング葺3階建「養護老人ホーム松寿園」園舎1階696.06㎡、2階564.78㎡、3階522.14㎡及びコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ポンプ室11.21㎡

②宮城県名取市手倉田字山208番地1所在、208番1家屋番号の鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付平家建「養護老人ホーム松寿園食堂」1階361.47㎡、地下1階15.43㎡及び鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建「リハビリテーションセンター・あおぞら保育園」園舎343.05㎡

③宮城県名取市手倉田字山208番地1所在、208番1の3家屋番号の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建「視覚障害老人ホーム松風荘」園舎1階518.92㎡、2階1,785.66㎡

- ④宮城県名取市手倉田字山208番地1所在、208番1の4家屋番号の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「名取訪問看護ステーション」園舎102.36㎡
- ⑤宮城県名取市手倉田字山212番地、208番地1所在212番家屋番号の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建「特別養護老人ホーム松陽苑」園舎1階2,374.12㎡、2階325.95㎡及びコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建プロパン庫5.48㎡
- ⑥宮城県名取市手倉田字山212番地2所在、212番2家屋番号の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根平家建「名取市デイサービスセンター等」園舎544.19㎡
- ⑦宮城県名取市手倉田字山212番地5、216番地71所在、212番5家屋番号の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「グループホームこもれびの家」園舎385.40㎡
- ⑧宮城県名取市手倉田字山216番地68、212番地4所在、216番68家屋番号の木造合金メッキ鋼板葺2階建「グループホームこもれびの家」園舎1階396.20㎡、2階390.41㎡
- ⑨宮城県名取市高館熊野堂字五反田山1番地2所在、1番2家屋番号の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「高館あおぞら保育園」保育所 953.81㎡

[栗原地区]

1) 土地 (若柳区)

- ①宮城県栗原市若柳字川北原畑53番1所在の地目宅地10,115.69㎡
- ②宮城県栗原市若柳字川北塚原15番1所在の地目宅地6,073.02㎡

2) 建物 (一迫区)

- ①宮城県栗原市一迫真坂字新道満39番地所在、39番家屋番号の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「特別養護老人ホーム山王等」養護院3,948.15㎡
- ②宮城県栗原市一迫真坂字新道満6番地1所在、6番1家屋番号の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「山王あおぞら保育園」養護院236.72㎡
- ③宮城県栗原市一迫真坂字新道満6番地1所在、6番1の2家屋番号の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「グループホーム山王こもれびの家」園舎319.57㎡
- ④宮城県栗原市一迫真坂字新道満3番地1、4番地1、5番地1所在、3番1家屋番号の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「グループホーム山王こもれびの家」園舎639.12㎡
- ⑤宮城県栗原市一迫真坂字新道満39番地 家屋番号 39番の2 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建「地域密着型特別養護老人ホーム第二山王」 養護院 1,296.68㎡

3) 建物 (鶯沢区)

- ①
- ア 宮城県栗原市鶯沢南郷広面46番地所在、46番家屋番号の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板・瓦葺平家建「特別養護老人ホームうぐいすの里」園舎2,501.20㎡
- イ 宮城県栗原市鶯沢南郷広面46番地所在、46番家屋番号の木造瓦・合金メッキ鋼板葺平家建「グループホームうぐいすの里こもれびの家」園舎424.99㎡
- ウ 宮城県栗原市鶯沢南郷広面46番地所在、46家屋番号の木造瓦・合金メッキ鋼板葺平家建「共生型グループホームうぐいすの里こもれびの家」園舎606.68㎡
- ②宮城県栗原市鶯沢南郷広面45番地、40番地1、43番地、42番地、41番地1、41番地所在、45番家屋番号の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建「うぐいすの里ケアハウス」園舎1,484.24㎡

4) 建物 (若柳区)

- ①宮城県栗原市若柳字川北塚原38番地3、38番地4、15番地6、38番地7、432番地、44番地1、44番地2、44番地3所在、38番3家屋番号の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建「在宅複合型施設さくらの里若柳」園舎2, 384.96㎡
- ②宮城県栗原市若柳字川北塚原15番地7、15番地1、栗原市若柳字川北原畑53番地1所在、15番7家屋番号の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建「さくらの里ケアハウス」「特別養護老人ホームさくらの里若柳」養護院1階3, 089.55㎡、2階607.58㎡及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建集塵庫8.28㎡

[村田地区]

1) 土地

- ①宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番所在の地目宅地10, 011.65㎡
- ②宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番2所在の地目山林86, 277㎡
- ③宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番3所在の地目山林2, 997㎡
- ④宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番5所在の地目宅地12, 014.85㎡
- ⑤宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番6所在の地目宅地2, 064.35㎡
- ⑥宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番7所在の地目山林628㎡
- ⑦宮城県柴田郡村田町大字村田字相山128番1所在の地目宅地4, 235.07㎡
- ⑧宮城県柴田郡村田町大字村田字二月田62番3所在の地目池沼4, 472㎡
- ⑨宮城県柴田郡村田町大字村田字二月田66番所在の地目池沼1, 278㎡
- ⑩宮城県柴田郡村田町大字村田字相山1番2所在の地目公園204㎡
- ⑪宮城県柴田郡村田町大字村田字相山92番175所在の地目公園7.22㎡
- ⑫宮城県柴田郡村田町大字村田字相山119番3所在の地目畑16㎡

2) 建物

- ①宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番地5、100番地7所在、100番5の1家屋番号の鉄筋コンクリート造瓦・ルーフィング葺3階建「介護老人保健施設あいやま」園舎1階1, 698.13㎡、2階1, 753.57㎡、3階1, 753.57㎡
- ②宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番地6、100番地5所在、100番6家屋番号の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根2階建「地域密着型等」園舎1階1, 023.10㎡、2階948.22㎡
- ③宮城県柴田郡村田町大字村田字相山100番地、100番地5所在、100番家屋番号の鉄骨造瓦葺平家建「グループホームあいやまこもれびの家」園舎586.56㎡

[七ヶ宿地区]

1) 建物

- ①宮城県刈田郡七ヶ宿町字矢立3番地1、宮城県刈田郡七ヶ宿町字獺23番地1所在、3番1家屋番号の木造合金メッキ鋼板葺平家建「特別養護老人ホームゆりの里七ヶ宿」園舎2, 105.91㎡及び木造合金メッキ鋼板葺平家建倉庫29.81㎡
- ②宮城県刈田郡七ヶ宿町字獺23番地1所在、23番1家屋番号の木造合金メッキ鋼板葺平家建「グループホーム七ヶ宿こもれびの家」園舎577.97㎡

[川崎地区]

1) 土地

- ①宮城県柴田郡川崎町大字前川字手代塚山1番70所在の地目山林344㎡

[仙台地区]

1) 建物

- ①宮城県仙台市太白区袋原4丁目139番地20所在、139番20家屋番号の鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板葺2階建「仙台袋原あおぞら保育園」園舎1階659.95㎡、2階438.37㎡及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建「倉庫」8.00㎡、及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「塵芥置場」4.88㎡
- ②宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南1番地2所在、1番2家屋番号の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建「仙台岩切あおぞら保育園」園舎1階716.09㎡、2階470.20㎡及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 倉庫 7.00㎡、及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫 10.02㎡、及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 塵芥置場 4.88㎡、及び鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 塵芥置場 3.60㎡

[色麻地区]

1) 建物

- ①宮城県加美郡色麻町四籠字東原1番地4所在、字東原1番4の2家屋番号の鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき2階建「特別養護老人ホーム芍薬の里色麻」 養護院 1階2,288.92㎡、2階2,375.03㎡

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 介護予防訪問看護事業
- (3) 介護老人保健施設の経営
- (4) 短期入所療養介護事業
- (5) 介護予防短期入所療養介護事業
- (6) 通所リハビリテーション事業
- (7) 介護予防通所リハビリテーション事業
- (8) 居宅介護支援事業
- (9) 介護予防支援事業
- (10) 地域包括支援センターの経営
- (11) 特定施設入居者生活介護事業
- (12) 訪問リハビリテーション事業
- (13) 介護予防訪問リハビリテーション事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第10章 解 散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人宮城福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	松 川	東 三
理 事	武 藤	洋 一
理 事	小笠原	喜太郎
理 事	遠 藤	好 次
理 事	莊 司	庄九郎
理 事	松 井	有 禧
理 事	吉 田	孝 志
理 事	荒 井	律 二
理 事	佐々木	源左エ門

附 則

この定款は、昭和41年3月12日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年10月18日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年2月13日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年5月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年8月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年8月10日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年9月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年2月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年5月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年5月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年11月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年7月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年2月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年3月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年3月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年3月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年5月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年1月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年6月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年7月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月21日から施行する。但し、第6条第1項に係る
常務理事の互選については、平成28年3月28日より適用する。

附 則

この定款は、平成27年9月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年8月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。(宮城県知事認可日：平成29年1月6日) 但し、第33条については、宮城県知事の認可日より適用する。

附 則

この定款は、平成29年10月11日から施行する。